

【論文】

地域福祉における参加論再考

—公共性と親密圏の構想という観点から—

竹中 理香*

Rethinking of Participation of Community Development

Rika Takenaka

要 旨

本研究の目的は、地域福祉における参加に関する議論に、マイノリティの視点を導入し、公共性をめぐる議論を参照しながら、地域福祉における参加について再考することである。地域福祉における参加をめぐる概念には、参加を志向するベクトルのみならず、その逆のベクトルの可能性もあることを示唆した。また、そこで果たす親密圏の役割についても言及した。さらには、言説の資源にたよらない別様の様式による政治の可能性についてもふれた。

Abstract

The purpose of this research was that introducing the viewpoint of minority into the participation on community development. And it was rethinking of participation of community development while referring to Public Sphere.

● ● ○ **Key words** 地域福祉 community development / 参加 participation / 公共空間 public sphere / マイノリティ minority

I はじめに

2000年の社会福祉法制定による一連の改革以後、社会福祉における地域福祉の重要性がますます増している状況にある。

一方、社会的排除¹の問題がクローズアップされる近年においては、そうした問題が起きる場（アリーナ）としての地域社会と解決に向けた取り組みとの両方の

意味で地域福祉に期待がかけられている。

近年の地域福祉研究における住民主体、住民参加、地域福祉計画の策定、ローカル・ガバナンスなどといったトピックにおいても、社会的排除の視点を取り入れた概念構築が避けられない状況となっている。

また、社会的排除への注目と同時に重要性を帯びてきているのが、差別や抑圧をとまなうマイノリティの問題である。2006年度の第54回社会福祉学会の大会企

受付日 2012.9.5 / 受理日 2012.10.24

* 関西福祉科学大学 社会福祉学部 講師

画シンポジウム「新しい価値の創造と社会福祉の役割」では、シンポジストの一人であった金永子氏が、反差別・抑圧という視点の重要性を指摘しながら、在日コリアン高齢者の社会的排除の問題とそれを支援するデイサービス活動をとりあげている。

日本では、マイノリティという用語は障害者や患者などを含めた「弱者」一般のことを指して使用されることが多く、国際人権法が定めるナショナル、エスニック、宗教的、言語的特性という面で少数派であるという意味でマイノリティとする用法とは異なる。

本稿では、マイノリティを権力との関係を表す用語として使用する。よって、弱者一般としてではなく、また民族的・言語的・宗教的な少数派に限定もしない。地域社会の様々な主体の権力関係の中で差別・抑圧をともなって劣位に置かれがちな人々、具体的には定住外国人、障害者、女性あるいはそれらの要素を複合的に併せ持つ人々のことを指す用語として使用する。

本稿では、こうした問題意識から、地域福祉における参加を近年の研究動向を踏まえて確認した上で、公共哲学における公共性の議論を概観し、そこで得られた視点を地域福祉における参加に照らし合わせることで、先に述べたような視点を取り入れた参加概念の拡充について考察する。さらに、特にマイノリティの参加に関しては、マイノリティを支援する福祉NPOや当事者組織などが重要な役割を果たすことにも言及する。

II 地域福祉と参加

1 地域福祉の主流化と地域福祉計画

2000年の社会事業法改正による一連の改革は、社会福祉における地域福祉の位置づけに大きな変化をもたらした。社会福祉法の第1条で「地域福祉の推進」が同法の目的の一つとされ、地域住民と社会福祉関係者は「地域福祉の推進に努めなければならない」と規定された。また、地域福祉の推進のために、市町村が「市町村地域福祉計画」を策定し、都道府県が「都道府県地域福祉支援計画」を策定することとなった。

武川はこうした地域福祉の位置づけの変化について、日本の社会福祉は地域福祉の時代に入ったということができるとして、「地域福祉の主流化」と呼んで

いる。「地域福祉の主流化」とは、社会福祉だけではなく、現代日本の地方行政、地方自治、地域社会などに関係する諸問題が地域福祉のなかに集約的に表現される事態のことを指している [武川 2006]。

そうした状況の背景には、①社会福祉（とりわけ社会福祉行政）における地域福祉の主流化、②地方自治における地域福祉の主流化、③地域社会における地域福祉の主流化という3つの意味あいが存在する [武川 2005]。

①は、これまでの国が先頭となって全国一律に社会福祉資源の拡充を進める時代から、地域に密着し、地域福祉活動と連携をとりながら社会福祉行政の推進が求められる時代への変化である。②は、現代の地方自治では、従来のガバメント（政府統治）からガバナンス（共治）への脱却が課題となっており、地域福祉がその試金石であることを指す。さらに③は高齢化の進行にともなう介護問題など、地域における生活に地域医療や地域福祉の存在が不可欠となってきたことを指している。

同時に、日本の地域福祉は、地域福祉計画の段階に入った。武川は、地域福祉計画の段階は「地域福祉の主流化」の段階と言い換えることができるとしている。地域福祉計画の策定では、社会福祉法4条に掲げられたとおり、「あらゆる分野の活動への参加」が鍵概念となっている。

野口は、地域福祉計画を「住民生活に身近な地方自治体が住民参加に基づいて運営され、そうした地方自治体が打ち出す住民参加の『生活重視の政策』によって、地域社会内部での『格差』や『不安』を解消するだけではなく、多様な団体の参加民主主義による『よき政府』のローカル・ガバナンスと住民自治のもとに地域社会問題の格差やあつれき（コンフリクト）を解消して、地域社会の連帯と統合を図っていくためのプロセス・ツールである」と定義づけ、地域福祉計画作成におけるローカル・ガバナンスの重要性について触れている [野口 2007: 253]。

地域福祉計画の段階における参加について検討するにあたっては、地方分権改革の流れとそれにもなつて注目を集めているローカル・ガバナンスという考え方が参考になると思われる²。

2 ローカル・ガバナンスと参加

ローカル・ガバナンスに関しては様々な定義が存在するが、最大公約数的定義としては、「行政と市民が対等な立場に立ったうえで協力し合いながら地域の問題を解決していくということ〔武川 2008:5〕」であるといえる。ローカル・ガバナンスが注目されるようになった背景について、武川は以下の3点をあげている。

第一に、1980年代末から広がった「ガバメントからガバナンスへ」といった国際的な現象である。それは、グローバル化などによる政府の機能低下といった問題を打開するために、国と地方との関係や政府と民間との関係を垂直的なものから水平的なものへと変化させようとするものである。政府が果たしてきた機能を補完するためには政府以外の自治体や非政府部門と分有するという考え方が、自治体（地方政府）に対してもあてはめていこうとするところからローカル・ガバナンスは生まれている。

第二に、1990年代以降の地方分権改革である。地方分権化によって、国から地方へ、地方のなかでも都道府県から市町村へと権限の委譲が目指されてきた。地方分権改革も論理的に突き詰めて考えると、地方自治体と地域住民との間での分権にまで行き着く。そこで登場してきたのがローカル・ガバナンスという考え方である。

第三に、地方分権改革の流れのなかで出てきた「平成の大合併」である。市町村合併は、市町村の財政力を強化するという意味では、地方分権の趣旨に沿っているが、他方で市町村が大規模化することで地域住民との距離が広がるという矛盾も生じる。ローカル・ガバナンスはその矛盾を調停するためのアイデアとして登場したという側面もあった。

一方で、これら背景のほかにローカル・ガバナンスが注目される現実的な要因は他にもある。地方分権改革が、実際には財政危機を乗り切るための一策として打ち出され、その後の小泉政権にみられる「小さな政府論」における市場主義改革と結びつく中で噴出した教育・医療・福祉などの様々な問題への対応が迫られていることである。そうした問題への対応には、①労働市場への参加、②生活の場（公共サービス、育児・介護休暇制度、生涯学習・ボランティア活動）への参加、③地域の公共政策の形成と執行への参加〔神野・宮本

2006〕を保障する必要がある。そうした文脈からも地方自治あるいはローカル・ガバナンスに関する議論が要請される。

さらに、国から地方へと権限の委譲を目指すというスローガンのもと進められた地方分権改革であったが、2011年の震災および原発事故により、地方の豊かさが中央（東京）への電力供給を担うかわりによるものであったことなどが明らかになるにつれて、地方分権改革のもたらしたもの（あるいはもたらさなかったもの）は何だったのか、「下からの分権」とは何か、など改めて地方分権そのものを問い直す必要性が高まっているといえよう。

こうした背景をふまえると、地域福祉や地域福祉計画策定において市民やボランティア組織の参加が重要な意味を持つことになる。つまり、自治体が市民やボランティア組織に対して、政策過程における決定や実施の権限を「委ねる」ということは、市民やボランティア組織の側からみれば、「参加」が要請されるということになる〔永田 2011:14〕からである。

ガバナンスには、一つの組織や集団が全体としてうまく統治されているかといったことを示す「組織内ガバナンス」と、複数の組織や集団が協力・連携しながら一定の秩序を形成している過程に焦点をあてる「組織間ガバナンス」がある〔武川 2007〕。地域福祉におけるローカル・ガバナンスは、後者の問題を取り扱うことが多い。

ローカル・ガバナンスにおいては、市民は直接あるいはボランティア組織を通じて「ガバナンス空間³」に参加することとなる。そこで求められる参加主体としての市民は、コミュニティの代表として協議することのできる能力を有した市民である。

ところが実際の地域社会においては、そのような能力を有した者ばかりではない。むしろ福祉サービスの利用者などは、マイノリティとしての側面を有している場合が多いのではないだろうか。また、協議の場においてホスト国の言語を自由に使用して表現することが難しい在日外国人や、仕事と家事の二重負担により参加のための自由時間を持つことが困難な女性の存在など、現実には、差別や抑圧構造の中で参加する能力（言語的のみならず時間的・経済的な能力も含む）を有しない市民が存在する。

3 マイノリティの発見—公共性の再検討の必要性—

近年、社会的排除への注目が集まり、解決の方策が模索される中、地域福祉における住民が一枚岩でないことや、参加それ自体が排除を生み出す可能性があることが指摘されるようになってきている。

上野谷は、高齢者福祉に熱心な地域の住民が精神・知的障害者の居住施設建設に反対する例をあげながら、排除の道具になる市民参加もあることを指摘している [上野谷加代子2007]。また、形式的な参加の強化が既存の価値体系に従属する形での参加となる場合には、むしろ地域の「排除する力」を強めてしまうこともある [竹中2005]。こういった指摘は、地域福祉における住民の多様性のみならずその関係性における権力の存在にも目をむけなければならないということの意味する。

原田は、地域福祉計画では、地域住民の最大公約的になる課題だけではなく、マイノリティの問題、これまでは排除され抑圧されてきた問題や制度のはざまにある問題に着目していかなければならないという [原田2008]。

武川によると、先に述べた地域福祉の主流化の背景には、コミュニティ形成から地域福祉へという地域政策の変化があるとみる。コミュニティ形成という政策に影響を与えた奥田理論では、高度成長によって「地域共同体」が崩壊した後の地域社会の再編のために、「普遍的価値意識」と「主体的行動体系」に準拠した「コミュニティ・モデル」が模索される [奥田道大1971]。武川は、ここで前提とされるコミュニティの市民は主体的であり普遍的であると指摘する。コミュニティ形成政策が作り出そうとしたコミュニティは「弱い市民」を捨象した「強い市民」からのみ成り立つ市民社会であった。これに対して、90年代以降の地域社会に登場する市民は、一人暮らしの高齢者であったり、精神障害者であったりする。そこではコミュニティ形成が前提としていた「強い市民」という虚構が解体し、「弱い市民」の存在や市民の複数性といった事態が浮上してくる。

先に述べたとおり、ローカル・ガバナンスにおける参加で求められる参加主体としての市民は、コミュニティの代表として協議することのできる能力を有した市民であるが、実際の地域社会においては、そのよう

な能力を有した者ばかりではない。

こうした地域福祉におけるマイノリティの発見によって、公共性の担い手も大きく変わらざるをえなくなり、住民参加のあり方も旧来型のものから脱しなければならぬこととなる。ローカル・ガバナンスをめぐる参加においてもマイノリティの存在を視野に入れた議論が展開される必要がここにある。参加のプロセスのみならず参加の目的（どのような公共空間が志向されるのか、マイノリティは参加によってどのような影響を受けるのか）についても議論されるべきである。

以下では、マイノリティの存在を視野に入れた参加概念の検討に有用であると思われる公共性をめぐる議論を概観したい。

III 公共性

1 地域福祉における「新たな公共」

地域福祉においては、国家行政システムと結びついた「公共＝国家」という伝統的な公私観念を、いかに住民主体あるいは地方自治と結びつけて再定義するかという問題意識のもと公私格差是正論や公私役割分担論などが議論されてきた。

1990年代に入ると、社会福祉の基礎構造改革を背景に、福祉サービスの供給主体の多元化論への関心が高まった。右田は、そのサービスの供給多元化を基礎づける原理として、公私協働を含めた総体としての地域福祉実践が「新たな公共」の構築を目指すものとして、「新たな公共」概念を規定した [右田1993]。さらに、個レベルの主体から地域社会そのものの主体力へとつながるような主体のあり方を地域社会レベルの内発性と呼び、その内発性からの自治を提起した [右田紀久恵2005]。ここでいう個レベルの主体は、経済的価値よりも社会的価値を選択するとされている。それは、「弱い個人」にも目を向けた公共空間論でもある。

竹川は、そうした右田の問題意識を共有しながら、「新たな公共」が古い公共概念、つまり「公共＝国家」という伝統的な公私観念に対していかに自律性を保つかという観点からその条件を検討している。その中で、公共圏には、対話を通じて集合的な意思決定を行う言説の空間（ハーバーマス）と異質な他者との共同関係

をつくる空間（右田）の二側面があるとし、地域福祉における「新たな公共」は後者の性格が強いと分析している〔竹川 2007〕。しかしながら、伝統的な公私観念を修正する質的ポテンシャルをもつかどうかという観点でいうと、前者の「言説の空間」の果たす役割の重要性を再認識する必要があることを強調している。

2 公共性をめぐる議論

近年の地域福祉における公共性をめぐる議論では、地域福祉計画策定プロセスにおける住民参加を念頭に置いた議論が見受けられる。そこでしばしば引用されるのが、ハーバーマスの公共圏に関する考え方である。民主主義論の一つであるハーバーマスの熟議民主主義（deliberative democracy）⁴論は、その決定によって影響を受けるすべての人が、熟議への参加者として同意できる結果だけが民主的に正当であるという理念のもと、市民の熟議による合意形成を重視する。地域福祉計画策定プロセスにおいても、住民懇談会や市民による策定委員会などでの話し合いを通して、住民参加を促進しようとするねらいがある。

田村は、この熟議民主主義の特徴として、以下の四点をあげている。第一が、「選好の変容」であり、第二が「公的な」選好と「私的な」選好との区別、第三が、自己利益の観点を超える評価基準の設定、第四が、政治が公的なものであることが主張されることである。〔田村哲樹 2004〕。

第一の「選好の変容」は、諸個人の選好が熟議のプロセスにおいて内生的に変容するもので、和解困難と思われた争点についても、熟議によって参加者の間で何らかの「合意」が形成され、問題解決に寄与することが期待されるというものである。ちなみに、ここでいう「合意」とは、「結論レベルにおける同意」と「紛争の次元に関する同意」の二つのレベルの合意がある。後者は、結論レベルにおける同意にいたることができなくても、紛争の次元、すなわち「何が争われているのか？」などの次元については同意することができるというものである。

第二の「公的な」選好と「私的な」選好との区別についてであるが、私的選好とは、自己利益を表現する選好であり、公的選好とは他者あるいは複数の観点を考慮に入れた選好である。熟議における「選好の変容」

は、熟議への参加によって諸個人が自己利益追求ではない志向性としての「公的選好」が表出される。この公的選好の視点から、自らの「私的選好」および他者の諸選好を考慮に入れたり、解釈したりすることで、新たな反省を加えた「第二の公的選好」も生まれるというものである。

第三の自己利益の観点を超える評価基準の設定は、様々な論者によって「理由（reason）」「論証（arguing）」「コミュニケーション的合理性」などの概念を用いて合理性と評価基準が設定されていることによるものである。

第四の政治が公的なものであることというのは、政治は熟議による選好の変容の営みであるとうことと、市民の（ある程度）積極的な政治関与の肯定を意味する。後者については、議会における熟議や裁判所における熟議などの「エリート間（のみ）」での熟議民主主義というよりも、一般市民・市民社会のそれに見出すというものである。

しかしながら、こうした熟議民主主義論については、批判も多々存在する。特に、マイノリティにとっての参加を考える際に、重要となってくる論点は、①「熟議」による民主主義は、基本的にはコミュニケーションを媒介とした言説の資源に依存するという点、②公私の区分をした上で、公的な諸問題について熟議するという点である。

一点目については、上記のようなコミュニケーションを担う資質をもつ人々とは、一定の言語能力や教養を持つ人に限られるであろうから、マジョリティが有する言語能力（ここでは日本語能力）を有しない在日外国人や、差別・抑圧されてきたがために対等性が担保された空間でなければ発言することが難しい人々の存在に目を向けるならば、現実の公共空間からの排除はしばしば起こり得る問題であることが考えられる。

齊藤は、公共空間からの排除の問題で重要となってくるのが「言説の資源」であるとする。言説の資源には、①人々がどのような語彙をもっているか、②どのように語ることができるかという言説のトーン、そして③公私の区別をわきまえ、公共の場にふさわしいテーマを語らなければならないという暗黙裡の要求の問題がある〔齊藤 2000:11-13〕。つまり公共空間においては、①自身の意見を表明するための適切な語彙と、②それらを駆使して表現する能力あるいはその背景に対等性

が担保されていること、さらには③表明されたテーマが公共の場にふさわしいテーマであることが求められる。そうした「言説の資源」を有さない人々は結果的に排除されるということになる。

①と②に関しては、例えば、在日コリアン高齢者の福祉サービスからの排除問題が想起される。在日コリアンの高齢者は、自身の話す言葉のなまりや語彙の少なさから、日本語によるコミュニケーションに不自由である場合が多い。また、そのことからくる「恥」の感情を避けるために、福祉・医療サービスの利用を控えるといったことが起こっている。あるいは、これまで差別されてきた経験から、福祉サービスを利用する権利があったとしても、「利用できるはずがない」としてあきらめてしまっている事例もある [竹中 2007]。

こうした、自身の意見を表明するための適切な語彙や、それらを駆使して表現する能力とそのための対等性の担保に欠ける場合には、福祉サービスからの排除はもとより、公共空間からの排除は容易に起こり得る。

また、二点目の、「公私の区別をわきまえ、公共の場にふさわしいテーマを語る」という暗黙裡については、特にフェミニストからの批判されることとなった。「個人的なことは政治的である」と表されるように、公私を分ける境界をめぐって、フェミニストたちからの批判がハーバーマスに向けられた。つまり、「公共的なもの」は何を「個人的なもの」「私的なもの」として定義するかによって反射的に定義されるがゆえに、その境界は言説に依存する流動的なものであるということである。例えば、これまで家庭内での出来事は、公共空間では「私的なもの」あるいは「個人的なもの」として処理され、議論の遡上に乗せることが困難であった。昨今のドメスティック・バイオレンスに対する社会的あるいは制度的認識の変化を見れば理解しやすい。このことは、言説の資源を有しない人々（ここでは女性ということになる）は、公共空間から（間接的にせよ）排除されるということの意味する。

また、ナンシー・フレイザーは、ハーバーマスの公共圏をめぐる議論では、理念上、参加できる人間とできない人間があらかじめいる現実の不平等を無視していることや、その結果、公共圏自体が複数存在する可能性が視野に入っていないとして批判する [Fraser 1997:73-5]。例えば、女性の参加を拒み、差異差別の問題を私的な領域におしとどめようとする公共圏への

対抗としての「女性の公共圏」などは、対抗的コミュニケーションのなかから独自の言葉や政治を生み出し、社会全体に変化をもたらしてきたという。それは、性別役割分業を正当化する言説によって公共性から排除されてきた家事労働やケア・ワークなどを政治的な争点としてとらえ返そうとする対抗的言説の例である。

言説の資源という点で、劣位にあるマイノリティにとっては自分たち自身の言説の空間を創出することが重要となってくる。それはフレイザーのいう対抗的公共圏とも重なるものである。

3 言説資源の非保有と親密圏

対抗的公共圏では、支配的な公共圏とは相対的に異なった「言説の資源」が形成される。そこでは、自分たちに押し付けられたアイデンティティや自身のニーズを外から与えられたものではなく自身で再解釈していくという実践が試みられる [齊藤 2000:14-5]。対抗的公共圏で自らの言葉が他者によって受けとめられ、応答されるという経験は自身の自尊あるいは名誉の感情の回復が促される。自らが肯定されているという感情は自己主張や異論の提起には不可欠である。

このような、自身のニーズを自身で再解釈していくという政治は、私的なものと公的なものの境界をめぐる最も重要な抗争の一つであり、そこで重要なのはやはり「言説の資源」である。しかしながら、話し合いの場に参加する時間がない、参加しても差別され抑圧されてきた経験ゆえ安心して語れない、そもそも深刻な境遇に長い間おかれているがゆえに自らの望ましさを構想することができないなど、そうした政治に参入する必要がある人ほど、そのための資源が乏しいという逆説が起こりうる。

例えば、スピヴァクは『サバルタンは語るができるか』において、植民地支配と家父長制が一体となって働いた際に、サバルタン⁵が語って自分自身の考えを分節化することは極度に難しくなることを例にあげ、植民者と被植民者という単純な対比に疑問を投げかけ、より劣位におかれた被植民者の女性について、容易に語るができるという思い込みについて警告している [Spivak 1988]。

しかし、それだからこそ、言説の資源をいかに作り

出すかということを考えることが必要となってくるであろう。そのためのひとつの拠点として対抗的公共圏を考えたい。

齊藤は、対抗的公共圏は親密圏としての側面も備えているとして、親密圏の政治的ポテンシャルについて論じている。親密圏は、相対的に閉じられているという批判について、「閉じられていることは、一方では差異と抗争を欠く（政治性を失う条件）であると同時に、他方では外に向かった政治的行為を可能にする条件でもありうる」とする[齊藤 2000:98]。親密圏は「相対的に安全な空間」として、外部で否認あるいは蔑視の視線に曝されやすい人々にとっては、自尊あるいは名誉の感情を回復し、抵抗の力を獲得・再獲得するための拠り所でもありうる。齊藤のこの指摘は、親密圏が公共的空間へのアクセスを支え、同時に攻撃からまもるといった政治的機能を果たす可能性を指している。言い換えると、親密圏は、公共的空間への参加の条件を保障すると同時に、場合によっては公共的空間からの一時的な退出も保障するというパースペクティブを提示しているといえる。

公共空間においては、すべての人々が自らの言葉で表現し、それに耳を傾けられることが必要であるが、マジョリティの価値・文化の中で生きることを強いられ、同化をせまられるような日常社会におかれがちなマイノリティにとって最優先すべき事項は、公共空間への参加ではなく、自尊心を回復し、自己を肯定できる親密圏としての空間であろう。

もちろん、親密圏が同化と抑圧の空間に転化する危険性はつねに伏在しており、親密圏それ自体から退出する自由も保障されていなければならないことはいまでもない。

さらに、公共空間は言説の政治に一元化されるわけではない。例えば、価値観の異なる他者に対して訴えの言語、説得の言語をもって向き合うというよりも、むしろ別様の暮らし方の提示、別様のパフォーマンスの提示、別様の作品の提示⁶といった、「熟議」あるいは「討議」といった参加とは異なる方法によるスタイルの可能性についても議論される必要がある。

先の、フェミニストによる批判にみられるように、女性の参加を拒み、差異差別の問題を私的な領域におしとどめようとする公共圏への対抗としての「女性の公共圏」からは、独自の言葉や政治が生み出されてき

た。近年では、マイノリティの女性たちが、自身の抱える課題を共有しながら連帯するという事例も見られる⁷。

IV 地域福祉における参加

1 参加と退出の拠点としての親密圏

以上、公共性に関する議論および親密圏の果たす役割について概観した。そこから得られた知見を、地域福祉における参加およびローカル・ガバナンスの議論さらには、「新たな公共」の概念に照らし合わせてみた際、どのような地平が見えてくるだろうか。

一つは、地域福祉における参加に「退出」というベクトルを付け加えることの意味についてである。

地域福祉における参加は、公私協働論あるいは、右田の自治型地域福祉、さらには近年注目を浴びているローカル・ガバナンスにおいても、公共空間（それが古い公共であれ「新たな公共」であれ）へいかに参加するか、その参加の意義や方法について議論されてきた。

社会的排除やマイノリティの発見によって、参加をめぐる議論に、異質な地域社会の構成員がいかに「協議」、「討議」を重ねて意思決定を行うか、あるいは、どのようにして「誰もが協議できる工夫と場をつくりあげる」かが、主要な課題として浮上してきている。それらは、市民あるいはボランティア組織を通して公共空間へ参加していくというベクトルを志向しているという点では共通しているといえる。

しかしながら、公共性及び親密圏をめぐる議論から見えてきたものは、マイノリティにとっては親密圏が公共的空間へのアクセスを支える役割を果たすと同時に、攻撃からまもるといった政治的機能を果たす可能性についてである。参加論の文脈で言い換えると、親密圏の果たす役割は、公共的空間への参加の条件を保障すると同時に、公共的空間からの退出も保障するというパースペクティブを加えることの可能性である。

公共性に関する規範論的な見方からすると、公共的空間への参加のあり方や方法を論じることで事足りうるであろう。しかしながら、社会福祉理論の実験場としての意味を持つ地域福祉においては、例えば地域福祉計画策定における参加を考えてみた際、参加してい

く先の公共的空間が誰にも開かれた、対等で、「声なき声にも耳をすませる」空間である可能性は必ずしも高いとはいえない。マイノリティにとっては、現実の公共空間は、危険でリスクをとまなう場でもある。そうした前提に立って参加論を論じるのであれば、後者の可能性も捨てがたいものになる。

このことは、地域福祉における参加を重視しないということではない。地域社会の中で排除されやすいマイノリティの存在に目を向けるならば、そうした公共的空間からの一時的な退出という選択肢も留保すべきであり、そうした視点は、地域福祉の参加の解釈をより拡充するものであるといえる。

マイノリティにとって、親密圏は、一時的な退出の拠点となりうる。親密圏で自身の自尊あるいは名誉の感情の回復が図られることは、自己主張や異論の提起には不可欠であり、そのことが、再び公共空間へ参加するための条件ともなりうる。ここでいう親密圏は、例えば当事者組織やマイノリティ支援のボタラ組織（NPO 含む）などがあてはまるであろう。そうした親密圏は、マイノリティがガバナンス空間へ参加するための拠点となりうると同時に、一次的に退出し再度参加を志向する際の拠点ともなりうる。

2 承認の空間としての親密圏

平野は、地域福祉では「住民主体」があまりに大きな概念として存在するため、利用者本位の置き場所を発見できないとしているとして、利用者本位という視点を一つ前に出すことで、住民主体と相補的な位置に利用者を置こうと試みている [平野 2012]。それは、社会的孤立に陥っている利用者への支援を通じて、そうした人々の参加保障を目指すというものである。そのための支援プログラムでは、ボランティアへの参加による「自尊意識」の回復というステップで、ゆるやかな形で社会参加の経路の重要性について論じている。さらに、そうした取り組みを社会的な孤立に陥っている利用者による「表明」の場への参加、その場への福祉行政職員らの参加にも注目している。そこで志向される参加は、これまでの地域福祉における参加の枠を拡充するものであろう。

先にふれた公共性に関する議論においては、親密圏は外部での否認や蔑視の視線にされされやすい人々に

とっては、承認され、自尊や名誉の感情を回復する場となりうることを確認した。平野の論考は、この文脈と通じるものがある。「私」の声が聞かれること、安心して表明できることを通して、抵抗の下地を獲得・再獲得した時に、はじめて公共空間への参加も可能となるであろう。そのための、参加の条件のひとつとして親密圏を意義づけたい。

また、価値観の異なる他者と言語をもって向き合うというよりも、別様の暮らし方やパフォーマンス、あるいは作品による提示という、狭い意味での言説の資源に頼らない公共空間の可能性もありうる。つまり、マイノリティにとっての公共空間は、言説の政治に一元化されるわけではないということである。

近年の地域福祉における参加論においても、「討議」あるいは「熟議」のような言説の資源に依存する参加のみならず、それとは別様の参加の可能性もあり得るということである。

前出の在日コリアン高齢者を対象としたデイサービス活動では、言語や食事、レクリエーションや生活習慣といった点にまで文化的な差異に配慮したサービス内容となっている。そうした空間は、在日コリアン高齢者にとって、気兼ねなく自身を表現でき、安心できる空間として機能している [竹中 2007]。さらに、そうした活動は、「公共空間への参加」を志向していない活動ではあるが、マジョリティとしての日本人社会とは別様の暮らし方の提示といったスタイルを体現していると理解することが可能である。場合によっては、それら空間にマジョリティとしての日本人や専門職・行政職員を呼び込むといった工夫もなされている。

地域福祉においても、このような従来の公共空間への参加とは別様のスタイルの可能性について議論されてもよいはずである。

おわりに

地域福祉における参加に関する議論に、マイノリティの視点を導入し、公共性をめぐる議論を参照しながら、地域福祉における参加について再考してきた。

地域福祉における公共をめぐるとの概念には、参加を志向するベクトルのみならず、一見するとその逆にも見えるベクトルの可能性もあることを示唆した。つまり、

親密圏などへの一時的な退出の後に再度、公共空間への参加を目指すというルートもありうるということである。また、その際に親密圏が果たす役割が重要な意味をもつことについても言及した。

さらには、言説の資源にたよらない別様の様式による政治の可能性についてもふれた。マイノリティを支援するNPOや当事者組織では、マジョリティとは異なる価値や文化を重視した活動が展開されることが少なくない。そこでは、既存の公共空間への参加よりも、自らの価値や文化を体現することや、当事者の自尊心を回復させることを優先する。この別様のスタイルの提示という方法は、これまでの言説の資源に頼る公共空間とは異なった公共空間を創出する可能性を有している。

ここでは、地域福祉における参加に範囲を限定して論じたが、こうした観点からの議論は、福祉国家をめぐる市民権とのかかわりで論じる必要があると考える。本稿が、そのための足がかりとなればよいと考えている。

また、親密圏それ自身が排除の構造を有しているかもしれないという側面についての考察や、親密圏が支配的な文化への対抗となりえているのか、それとも公共的空間から排除された者の受け皿にすぎないのかという観点からの考察については自身の今後の研究課題としたい。

本稿で得た知見をさらに具体的な実践事例をもとに検討していきたい。

注

- 1 ここではさしあたって、「主要な社会関係から特定の人々を締め出す構造から生み出された現代の社会問題を説明し、これを阻止して『社会的包摂』を実現しようとする政策の新しい言葉」[岩田 2008]としておく。
- 2 武川はローカル・ガバナンスと地域福祉の主流化の結びつきには本質的なところがあるとして、その共通点を①ローカル・ガバナンスによって達成する内容は地域福祉に関するものが大きな部分を占めること、②地域福祉の手法とローカル・ガバナンスの手法には重なる部分が多いことをあげている[武川 2008]。
- 3 永田のいう「ガバナンス空間」とは、公共的な意思決定をめぐって、多様な主体が相互作用する空間という意味

で用いられている。また、そうした空間は自己組織的で自生的な空間というよりは、公共政策の一環としてこうした問題を協議するために設けられた空間に限定されている[永田 2011:35]。

- 4 この「熟議」という訳語に対して、「ただ議論を尽くして合意に達するのではなく、異論をたたかわせるという意味を含めた「討議」の訳語を用いる立場もある[篠原一, 2004]。そこでの違いは、「熟議」が、熟慮し議論することによって選好が変容することを重視するのに対して、「討議」は、異論をたたかわせて内在的批判を志向するというものである。例えば、篠原は、通常のdeliberative democracyの理論潮流を「熟議デモクラシー」と呼び、これに対する「内在的批判」を志向する理論潮流を「批判的討議デモクラシー」として、「両者を総合して討議デモクラシーとしてもよい」と述べる。

一方、不確実性が増大しつつある現代社会においては、異論をたたかわせるだけではなく、それらを踏まえた上で共通理解・社会的基盤を形成していくことが大切だとして、「熟慮し議論する」ことによって選好が変容することを重視するという意味で、「熟議」という用語を用いる立場もある[田村哲樹 2008]。

地域福祉の分野においては、例えば、「今日の社会構造においては様々な差異が存在し、そのなかで合意形成することは容易ではない。「熟議」によるデモクラシーは合意の形成に楽観的であり、現実の差異や敵対関係を軽視しているという批判はもっともである[原田正樹 2008]」として、予定調和的な合意形成を図ろうとするのではなく、むしろ対立点を明確にして論点を深めていく「討議」による市民社会の構築の重要性を認めるという立場などがある。

これら「熟議」にせよ「討議」にせよ、両者はコミュニケーションを媒介とした「言説の資源」に依存するという意味では共通点がある。

- 5 「サバルタン」はグラムシが『獄中ノート』で従属階級を意味する言葉として使用した。スピヴァクは、この言葉を実体的な階級にとどまらない「抑圧された人々」として概念化した[Spivak, 1988=1998]。
- 6 齊藤は、このような言説の政治とは別様の政治を「ディスプレイの政治」と表現している[齊藤 2000]。例えば、より直接的な意見表明である街頭でのデモンストレーションやポスターあるいはアートによる表現なども含まれるであろう。
- 7 在日朝鮮人女性、アイヌ女性、部落女性(表現は、引用文献タイトルのものをそのまま使用した)が連帯しながら、自身の置かれた状況について調査し報告書としてまとめている[アプロ女性実態調査プロジェクトほか 2007]。

文献

- Fraser Nancy. (1997). *Justice Interruptus : Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*. New York: Routledge.
- Spivak, G. C. (1988). *Can the Subaltern Speak?* University of Illinois Press.
- アプロ女性実態調査プロジェクトほか (2007) 立ち上がりつながるマイノリティ女性—アイヌ女性・部落女性・在日朝鮮女性によるアンケート調査報告と提言—。解放出版社。
- 岩田正美. (2008). 社会的排除. 有斐閣.
- 上野谷加代子. (2007). 市民参加 (NPO) の視点から. 社会福祉学, 47(4), 195-198.
- 右田紀久恵. (1993). 分権化時代と地域福祉—地域福祉の規定要件をめぐって—. 著: 右田紀久恵, 自治型地域福祉の展開. 法律文化社, 3-28.
- 右田紀久恵. (2005). 自治型地域福祉の理論. ミネルヴァ書房.
- 奥田道大. (1971). コミュニティ形成の論理と住民意識. 著: 磯村英一他, 都市形成の論理と住民. 東京大学出版会.
- 齋藤純一. (2000). 公共性. 岩波書店
- 篠原一. (2004). 市民の政治学—討議デモクラシーとは何か. 岩波書店.
- 神野直彦, 宮本太郎. (2006). 「小さな政府」論の欺瞞. 著: 神野直彦, 宮本太郎, 脱「格差社会」への戦略. 岩波書店. 172-192.
- 武川正吾. (2005). 地域福祉の主流化と地域福祉計画. 著: 武川正吾, 地域福祉計画—ガバナンス時代の社会福祉計画—, 有斐閣. 15-33.
- 武川正吾. (2006). 地域福祉の主流化. 法律文化社.
- 武川正吾. (2007). ローカル・ガバナンスと地域福祉. 著: 牧里・野口他, 自治体の地域福祉戦略. 学陽書房, 13-32.
- 武川正吾. (2008). 地域福祉の主流化とローカル・ガバナンス. 地域福祉研究, 36, 5-15.
- 竹川俊夫. (2007). 「新たな公共」概念の再考と地域福祉—「市民的公共圏」の生成の場としての地域福祉の課題—. 社会福祉学, 47(4), 18-30.
- 竹中理香. (2005). 住民参加の意義と方法. 精神保健福祉士養成セミナー編. 地域福祉論. へるす出版, 136-146.
- 竹中理香. (2007). 在日コリアン高齢者のデイサービス活動の展開と課題. 人間関係学研究, 19-29.
- 田村哲樹. (2004). 熟議民主主義とベーシック・インカム—福祉国家「以後」における「公共性」という観点から—. 早稲田政治経済学雑誌(357), 38-62.
- 田村哲樹. (2008). 熟議の理由—民主主義の政治理論. 勁草書房.
- 永田祐. (2011). ローカル・ガバナンスと参加. 中央法規出版.
- 野口定久. (2007). 協働と参加による地域福祉計画. 著: 牧里・野口, 協働と参加の地域福祉計画. ミネルヴァ書房.
- 原田正樹. (2008). 地域福祉計画の策定とローカル・ガバナンス—地域住民の参加と協働から—. 地域福祉研究, 36, 16-27.
- 平野隆之. (2012). 参加保障を目指す地域福祉行政と利用者本位. 社会福祉研究(113), 49-57.